

第6次小国町総合計画

後期基本計画

令和8（2026）年3月策定

計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

目 次

第1の軸 先人たちの経験・知恵・伝統を引き継ぐために

第1編 先人たちが残した自然環境を未来へ引き継げるまち

第1章 道路・河川	………… 4
第2章 環境保全	………… 6
第3章 エネルギー	………… 8

第2編 先人たちが残した伝統・文化を未来へ引き継げるまち

第1章 芸術・文化	………… 9
第2章 スポーツ	………… 11

第3編 先人たちが残した産業を未来へ引き継げるまち

第1章 農林業	………… 12
第2章 商工業・サービス業	………… 16

第2の軸 今を生きるすべての町民のために

第4編 誰もが安全で快適な生活を送れるまち

第1章 土地利用	………… 18
第2章 交通	………… 19
第3章 住宅・住環境	………… 20
第4章 上水道・生活排水処理	………… 22
第5章 安全・安心(防災)	………… 24

第5編 誰もが健康で不自由なく暮らせるまち

第1章 地域福祉	………… 26
第2章 高齢者福祉	………… 27
第3章 障がい者福祉	………… 29
第4章 健康づくり	………… 30
第5章 医療・保健	………… 32

第6編 安心で便利な行政サービスが受けられるまち

- 第1章 高度情報化 …… 34
- 第2章 行財政運営 …… 36

第3の軸 次世代を担う子どもたちのために

第7編 子どもを産みやすく健やかに育てることができるまち

- 第1章 子育て支援 …… 39
- 第2章 学校教育 …… 41

第8編 すべての世代が学び合えるまち

- 第1章 生涯教育 …… 43

第4の軸 世代や地域、関係者の垣根を超えた交流のために

第9編 誰もが交流・参画し助け合えるまち

- 第1章 人権・男女共同参画 …… 46
- 第2章 地域内協働 …… 48
- 第3章 住民自治 …… 49

第10編 町外の人と広域的に交流をはぐくみ関係を築けるまち

- 第1章 観光・ツーリズム・交流 …… 50
- 第2章 広域連携・地域間協働 …… 52

第1の軸

先人たちの経験・知恵・
伝統を引き継ぐために

第1編

先人たちが残した自然環境を 未来へ引き継げるまち

第1章 道路・河川

現状と課題

【道路】

本町の国道は、国道 212 号が南から北に縦断し、国道 387 号が東北から西に横断し、国道 442 号が東へ延び、南小国町を経て九州横断自動車道長崎大分線に通じています。平成 20 年度に西里方面の国道 387 号が全線整備されたことで町内外への移動がスムーズにできるようになり、新たな流通経路が確立されつつありますが、同じ路線が通る近隣市町村では整備が十分ではないところもあります。

町道は、改良率 61.8%舗装率 86.5%で整備は進捗してはいるものの、なお改良を必要とする箇所が多くあります。相対的に幅員が狭く、地域住民の日常生活、利便性、安全性からも従来同様に改良等を推進する必要がありますが、限られた予算を効果的に執行する観点から、整備路線の緊急度や費用対効果等の検証が今後も必要となっています。町の東側を走る広域農道「ファームロード」(現町道西里田原線)と西回りの基幹農林道「グリーンロード」(現町道黒淵下城線)により物流の環境は大きく向上したほか、小国町の観光ルートとしても定着しています。

反面、現在まで整備してきた道路や道路構造物が経過年数により、修繕や補修が必要な時期を迎え、長寿命化を図るため今後財政事情に配慮しつつ、これらの適切な維持・管理を行うことが、令和 2 年豪雨災害の早期復旧とも並行しながら重要となっています。

【河川】

河川については、水害時での安全対策や河川の汚染防止への対策を講じた景観に優れ、きれいな河川環境の整備や、道路同様、災害の早期復旧も求められています。

基本方針

国・県道については、計画的な道路整備、維持修繕の要請をつづけていくとともに、町道については、生活に密着した安全で人に優しい町道整備を推進し、活用している道路については適切な維持・管理を実施していくほか、道路構造物の定期点検を行うことにより、長寿命化を図り、安全で安心して通行できる環境づくりや交通安全意識の啓発を進めます。

併せて、河川改修や河川浄化などを通して町民に愛される河川環境を創出します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 国道・県道の整備	国道 212 号南小国～阿蘇方面及び小国～日田方面、県道北里宮原線など計画的な整備を国や県等に要請していきます。 併せて、県や関係機関と連携して児童生徒や高齢者等、歩行者の安全確保のための取組を進めていきます。
2. 町道の整備	現在、改良工事を行っている路線について、早期の完成を目指すほか、緊急時の避難経路となる路線や観光、産業に対して重要となる路線についても計画的な整備を進め、町内の道路環境の改善を図っていきます。
3. 交通安全施設の整備	平成 27 年度に設置された「小国町通学路安全推進会議」を中心として、歩行者に問題がある箇所の解決のため、関係する機関ごとに対応していきます。そうすることで、早期の改善を進めます。また、道路構造物の老朽化対策として、定期点検を実施し問題点の早期発見することで、通行の安全・安心を確保していきます。
4. 魅力ある河川環境の創出	河川改修を進め、水害対策に努めるとともに、住民参加による河川浄化の取組を通して、流域も一体となった魅力ある河川景観の創出を図り、郷土の川に対する愛着心の育成に努めます。 また、杖立川(杖立地区)においては、治水対策を進めるとともに河川環境に配慮した整備を行い賑わいのある水辺空間を創出できるよう国や県等と協力していきます。

第2章 環境保全

現状と課題

消費型、経済優先型の社会、生活による環境への影響、地球温暖化、異常気象といった事象は、既に私たちの生活において身近に迫る危機となっています。こうした環境問題への取組の姿勢として、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると発表しました。小国町は2014年3月に国から「環境モデル都市」に選定され、「地熱とバイオマスの農林業タウン構想」を掲げて低炭素社会の実現に向けて取り組んできました。2018年6月には、同じく国から「SDGs未来都市」の選定を受け、地熱資源や森林資源、そして人と人との繋がりを町の貴重な財産として活用し、環境課題だけでなく、社会課題と経済課題を統合的に解決する取組を進めています。

また、小国町は、令和2年3月に「気候非常事態宣言」を出し、環境問題に正面から向き合っていく決意を示しました。今後も脱炭素化に向け、地域の資源を活用しながら持続可能なまちづくりを進めていきます。

【環境保全】

環境保全の取り組みとしては、ごみの減量や資源の節約による廃棄物の抑制、資源の循環利用や再生利用など、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の実践が挙げられます。これらの活動に対する意識を高めながら、循環型社会の形成を進めていくことが必要です。

また、大阿蘇環境センター未来館のRDF施設及びリサイクルプラザの運用保全や滝美園クリーンセンター施設における主要設備修繕など、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進していく必要もあります。

これらの取り組みに加え、住みよい町を目指して住民等への不法投棄に対する意識の啓発を図っています。

【エネルギーの活用】

脱炭素化に向けては、化石燃料使用量の削減・脱却が必要であり、豊富な再生可能エネルギーを持つ小国町においては、自然環境と調和した資源の開発推進が求められています。まず地熱については、他の地域には無い貴重な資源であり、その活用は町の活性化と脱炭素化に向け欠かせない要素ですが、地中から生み出される地熱の活用は、計画的かつ永続的であるべきです。

このため、町は平成28年に「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」を制定しました。更に令和2年には地熱開発事業者とともに「小国町地熱資源活用協議会」を設立し、秩序ある開発により、地域振興と環境保全の両立を目指しています。

森林資源については、建材利用の促進とともに、バイオマス利用も進め、地域振興と併せて森林そのものの適切な管理による災害に強い国土づくりも目標の一つとして取り組んでいます。

基本方針

環境問題に対し覚悟をもって取り組み、ごみの減量化・再資源化や、地域や学校における環境教育や啓発活動、また省エネルギー社会への取組や啓発等を推進していきます。

また、地熱や森林資源(バイオマス)といった新エネルギーの計画的活用を進めていくことにより、自然環境、生活環境の保全と脱炭素化社会の実現、地域の活性化を図っていきます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 環境保全	<p>地域の自然環境や景観保全と資源の活用の両立を目指します。</p> <p>また、環境教育を通して、郷土への理解と関心を高め、身近な環境に対する環境保全や実践的な態度の育成に努め、町全体での環境美化への取組を通して、環境問題を考える機会を提供し、脱炭素社会の実現のための地球温暖化防止への意識の醸成を図ります。</p>
2. 廃棄物	<p>住民、事業者、町、阿蘇広域行政事務組合が一体となり、環境負荷を減らし、快適な地域社会の実現を目指します。そのため、ごみの減量化を進め、資源やエネルギーの節約を推進し、廃棄物の有効利用を図った循環型社会を形成します。加えて、生ごみの堆肥化など、地域内での取り組みを支援します。また、廃棄物処理やリサイクル施設の整備を広域的かつ総合的に進め、不法投棄の防止には住民等への意識啓発を行います。</p>
3. 再生可能エネルギーの推進	<p>再生可能エネルギーのなかでも特に、地熱資源を活かした発電や熱供給事業の推進に取り組んでいきます。取組のなかでは、既存泉源や水源のモニタリングを行うとともに、地域内の地熱賦存量を把握し、適切な規模、手法による地熱開発を推進します。</p>

第3章 エネルギー

現状と課題

風力や水力など、様々な再生可能エネルギーを持つ小国町ですが、地熱資源と森林資源は特に特色ある貴重な再生可能エネルギーです。

このうち地熱資源については、地熱を活かした地熱発電は化石燃料の削減による温暖化対策、更に新たな産業と雇用の創出といった可能性を持つものですが、既存の泉源や自然環境への影響が危惧されるものでもあります。

町では自然環境と調和のとれた地熱開発を進めるため平成28年に「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」を制定し、秩序ある開発を促しています。現状では、出力50kw未満の発電所が町内4カ所、2,000kwの発電所が1カ所、5,000kwの発電所が1カ所稼働しています。

さらに、複数の事業者が発電事業に関する事業を進めており、小国町ではこうした地熱開発事業者と「小国町地熱資源活用協議会」を設立し、共通モニタリングの実施や、地熱開発による周辺源泉等への影響調査事業のための積み立てなどを行っています。

今後の課題としては、町内において活用可能な地熱の賦存量を把握し、適切な規模、手法による地熱開発を推進し、また発電により発生する余剰な熱水の活用と還元を確立していくことを目指します。

基本方針

自然環境と調和した地域資源(地熱、木質バイオマスなど)の有効活用(発電・熱利用)により、自立する地域、小国版地域循環共生圏の構築を目指します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 地熱資源の適正活用	町内における地熱資源量を把握し、適切な規模、手法による地熱開発を推進します。 特に、地熱開発事業者と小国町において設立した「地熱資源活用協議会」を軸に、官民連携のもと、資源の適切な活用と地域の活性化を進めます。 また、基金の積み立てにより、地熱資源による恵みを町全体に広げる取組を推進します。
2. 地域 PPS(新電力会社)によるエネルギーの地産地消の推進	町出資の地域PPSであるネイチャーエナジー小国株式会社を活かし、エネルギーの地産地消の実現と町内での資金循環による地域経済の活性化を推進します。

第2編

先人たちが残した伝統・文化を 未来へ引き継げるまち

第1章 芸術・文化

現状と課題

歴史・文化において、小国町には多方面にわたり多くの業績を残した先人達や、国指定・町指定の文化財、資料等が多数保存されています。それらの歴史遺産をまとめた書籍『歴史遺産資料おぐに』を活用した普及活動を展開していきます。

また、宮原祇園社獅子舞や下城楽などの伝統芸能は指導者や後継者の減少等により継承が難しい状況にあります。そのため、次代へ継承できるよう保護策を講じる必要があります。

さらに、知られていない数々の史跡(文化財)の整備や活用を進めるとともに、希少植物や天然記念物の保全・保護を推進する必要があります。

坂本善三美術館においては、小国の風土から生まれた坂本善三画伯の作品をとおして、地域住民がふるさとを愛し、郷土の文化を誇りに思う心を育てることができるよう、あらゆる世代の町民の皆さんと協力しながら芸術文化活動を行うことが大切です。これまで継続してきた小中高校との連携を一層深めるとともに、町内の多様な業種とも連携し、住民が豊かで創造的な生活を送れるよう、人々の日常と密接にかかわりあうような活動がなお一層求められます。

また、様々な手段を使ってそれらの活動を広く県内外にアピールする工夫が必要です。

基本方針

本町の豊かな自然と長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承とともに、将来の文化発展に寄与する文化活動や文化財保護・保存・活用を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 地域文化の継承と普及	伝統文化の継承を図り、対外的な広報を推進するとともに、地域文化にかかわる様々な人材や文化施設の活用を広げ、地域文化の鑑賞・学習機会の充実を図ります。 小国を代表する偉人北里柴三郎博士をはじめ、多大な業績を残した数多くの先人の業績をまとめた『歴史遺産資料おぐに』を活用しながら、地域の教材として学ぶことで、故郷に誇りを持つ子どもたちの育成に努めるとともに、広く町民に親しむ機会を図ります。

<p>2. 文化財の保護・保存と活用</p>	<p>地域に残る伝統文化を継承するために、各種団体等と連携しながら住民が文化財に触れる機会を増やし、文化財への関心を高め、継承の機運を醸成します。</p> <p>また、国・町指定文化財等の整備・保全や、希少植物等の保護・保全を一層推進するとともに、地域や学校の教材としての活用を図り、先人から引き継いだ財産として後世に伝えていきます。</p>
<p>3. 美術館を中心とした文化活動の推進</p>	<p>坂本善三美術館では、あらゆる角度から坂本善三画伯の芸術を紹介するとともに、町内の様々な業種と連携しながら、地域に根差した展覧会や事業を行います。</p> <p>また、小中学校の鑑賞教室のほか、小国高校との連携、美術教室やアートフリマなど展示以外の活動も充実させ、美術館に親しむ機会を提供します。</p> <p>その他、「小さな国実行委員会」と連携して芸術祭を行うなど町内の芸術活動を拡充し、それらの活動を通じて町の文化的雰囲気醸成し、次世代へと続く文化活動を推進します。</p>

第2章 スポーツ

現状と課題

健康と生きがいのある豊かな人生を求めて、住民のスポーツに対する関心とニーズは一層高まっています。住民の健康増進と維持のために体力の向上を図り、心身ともに健全な住民の育成に努め、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造を図ることが必要です。

小国町スポーツ協会を中心として、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、その他のクラブと地域住民が一体となって、安心安全なスポーツ環境を整備することで地域スポーツの推進を図る必要があります。

小学校の社会体育と中学校部活動の地域連携・地域展開を充実させるため、指導者の育成や確保を図るとともに、指導しやすい環境の整備等が必要です。

基本方針

地域に根ざした総合型地域スポーツクラブの充実と人材の育成、施設の有効活用、各種スポーツ団体との連携などによる生涯スポーツを支える環境づくりを進めます。総合型地域スポーツクラブで、誰でも参加できるニュースポーツの振興と普及を図ります。より多くの住民の参加や異世代の交流、健康づくりを促進するためのだれもが親しみやすいスポーツ活動を推進します。

また、小学生・中学生にとっても参加・活動しやすいスポーツ環境の整備・充実を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 生涯スポーツ活動の推進	<p>スポーツ推進委員協議会の活動により、幅広い年代の方が楽しむことができるニュースポーツを普及し、スポーツ人口の拡大等を図ります。</p> <p>住民が楽しく自由に参加し主体的なスポーツ活動が行えるよう、体育関連施設の整備・充実を図ります。</p> <p>総合型地域スポーツクラブの充実、競技スポーツのレベルの向上、指導者の育成と確保などとともに、既存サークルの情報提供、スポーツ協会・スポーツ推進委員協議会主催のスポーツ大会を開催し、生涯スポーツ活動の推進を図ります。</p> <p>小学校社会体育は、総合型地域スポーツクラブと連携しながら活動を継続するとともに、中学校部活動は、国のガイドラインに基づいて地域連携・地域展開を図りながら、地域の実情に応じた適切なスポーツ環境の充実を図ります。</p>
2. 競技力の向上	<p>郡市民体育祭、県民体育祭、国民スポーツ大会などで上位に入れる競技力を向上させるため、スポーツ協会、学校部活動(地域クラブ活動)、スポーツ少年団活動などを支援します。</p>

第3編

先人たちが残した産業を 未来へ引き継げるまち

第1章 農林業

現状と課題

【農業】

本町の農業環境は、標高 320 ～ 800 m地帯で、山間に耕地が開け、平均気温 13℃、年間降雨量は 2,300mmと山間特有の高冷多雨地域にあります。

このような中、農家数は、平成 30 年は 644 戸に対し、令和 2 年の 559 戸と減少傾向を示しています。農業基盤は山間沿いに開かれた耕地が殆どで大型機械の利用は難しい状態でしたが、各種事業により現在までに約 268ha が整備され、基盤整備率も大幅に向上され農作業の効率化と汎用性が推進されました。

しかし、まだ未整備の水田が残されているため、今後も土地基盤の整備を推進する必要があります。

農家の経営形態は水稻を中心として、畜産、野菜、椎茸等の複合経営です。また、農家戸数の減少により一戸当たりの経営面積は 1.2ha ですが、平均区画面積 10a ～ 20a と小規模であり、認定農業者の育成とともに、深刻な高齢化対策として新規就農者を含む農業後継者や農地の担い手の確保が今後農地を保全していくための重要な課題となっています。さらに、有害鳥獣による農業被害も多く、将来にわたり営農を継続していくためにも電気柵やワイヤーメッシュ等の防除柵の設置への支援を継続していく必要があります。

日本型直接支払制度を有効に活用しながら優良農地の維持と確保を行っていき、併せて集落協定を中心とした法人化についても推進していく必要があります。

また、本町の特産品として推進しているジャージー牛乳の乳製品等については、希少価値の高い牛乳としてブランド化が図られ、すでに本町の重要な基幹産業として確立しています。今後も飼養頭数の維持・拡大を図るために小国郷畜産クラスター計画に沿って、中心的な経営体の取組を支援します。

循環型農業については、食品残渣を利用した堆肥の製造から堆肥利用による野菜栽培、「薬味野菜の里小国」での直販まで農家所得の向上と安心安全のブランド化を推進します。

【林業】

本町の森林面積は、10,588ha で町土の 77%を占め、そのうち民有林が 10,178ha(うち人工林 7,708ha・天然林 1,972ha)となっています。

戦後、植林されたスギは小国町の地質気象条件が育成に適しており、適正伐期齢(40 年)を超えて

いるものは 6,430ha と充実しています。今後、これらの森林を保育・間伐等により生産性のある森林として整備しながら、水源かん養からレクリエーション機能の発揮まで、生業面また環境面からも森林の持つ公益的(多面的)機能を高度に発揮していくことが重要です。

林産物では、素材・椎茸生産が主であり、素材については、森林組合を中心に 40 名の親方組合により年間約 38,000 m³が生産され、10 年前 20 社あった町内の製材所が、現在 8 社までに減少しましたが、一般材(板材、角材、割材)として処理加工されています。各製材所独自の流通経路により熊本、福岡、長崎方面を中心に遠くは関西、関東方面まで出荷しています。

椎茸については、JA阿蘇を中心に共販体制と、産地ブランド化や椎茸栽培を教育活動へ組み込むといった取組から、生椎茸 36t、乾椎茸 18t が生産され、熊本、福岡、大阪市場を中心に出荷されていますが、生産者の高齢化などから労働力の確保が課題となっています。また、近年は夏場の高温や少雨の影響による生育不良により出荷量が減少していることから、それらの対策も模索する必要があります。

近年の林業を取り巻く情勢は木材価格の低迷、林業経営コストの上昇、林業労働力の不足など依然として厳しく、当町においても林家の生産意欲が薄れ、素材生産量は現状維持状況にあります。このことは、森林組合や町内製材業社の経営にも大きく影響を及ぼしています。

また、製材業においても近年の住宅工法の変化、外国産材や乾燥材の普及などの影響を受けるなど林業経済全般にわたり様々な問題に直面しており、新しい小国林業の展開を模索しています。

さらに、シカによる幼木や椎茸の食害等、有害鳥獣の増加に伴い被害が増加しており、それらへの対応策を考える必要があります。

その中で近年、小国地方特有の天然資源である温泉地熱を利用した、環境に配慮しつつ小国杉の特徴である色・艶が失われることのない木材乾燥方法を確立した地熱木材乾燥施設が、現在 14 室稼働しています。

さらに平成 18 年度に取得した森林認証「SGEC」を広く国民に広めることにより消費者が求めている安心・安全な木材製品づくりが小国ブランドとして定着しつづけていくことも大きな課題となっています。

国は林業成長産業化を促進するため、川上から川下まで一貫したサプライチェーンの構築を目指し、木材生産、加工、利用に対し積極的に取り組む姿勢となっており、小国町でも木材を利用した新商品・新技術の開発・普及や生産・流通を通して再生可能な森林資源の利用を促進し、資源循環型小国林業の確立が必要となっています。

一方、森林の持つ公益的機能についても、環境問題や都市との交流など果たす役割は大きく、小国町では町有林約 180ha を J-クレジット対象林とし、政府三省の森林吸収クレジットの認定を受け、都市と企業を繋ぐ取組を行っており、最近では株明和不動産をはじめ、企業や団体と森林保全協定等を結び、J-クレジットの売却益を既存事業で対応しきれない独自の事業への原資とするなど、企業と森林の役割を循環化しています。

また、全ての施策の重要な要となる林業従事者については、減少・高齢化が深刻な問題となっており、新規就労者及び就労の場を確保することが必要です。

造林、保育、間伐、主伐の促進を図るためにも基盤である林道網の整備を図ると同時に、林道及び作

業道の整備を山村集落の環境改善につなげる必要があります。農作業のコスト低下、効率アップ、農林業と野菜、農林業と畜産といった複合経営の確立のためには、林道及び作業道の整備が必要です。

基本方針

生産基盤の整備の推進、新規就農者を含む農業後継者や法人化による担い手の確保、地域の特性を活かしたブランドづくりの促進及び農育・食育・木育の推進など生産から流通まで幅広い農林業の振興を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 農業の振興	<p>町の基幹産業である農業の振興は、本町の発展につながる重要な課題です。</p> <p>土地基盤については、各種事業により基盤整備率が向上し農作業の効率化と汎用性が図られました。しかし、まだ未整備である地区の農地、水路、農道等の整備をさらに進めるとともに日本型直接支払制度を有効に活用し、優良農地の確保に努め農地の集約化と農作業の効率化や、有害鳥獣による農作物被害の防除を推進していきます。</p> <p>併せて、農業従事者の減少と高齢化対策として認定農業者の育成、新規就農者を含む農業後継者や農地の担い手の確保及び集落協定を中心とした法人化に力を入れます。</p> <p>米については、今後も町の重要な作物として位置づけながら土づくりを基本に立地条件を考慮し、中心的な経営体の育成と法人化の推進を行うとともに省力化生産技術体系を確立し、労働負担の軽減を図りつつ安全で安心な米作りを推進します。</p> <p>野菜についても、土づくりを基本に高冷地という立地条件を最大限に生かしつつ、ICT等を活用した省力化栽培技術の確立を目指します。</p> <p>また、これからは消費者のニーズにあった少量多品目商品の計画的生産と出荷体制を確立するために、食品残渣を利用した堆肥の製造から野菜の栽培まで、土づくりで安心安全をモットーとした循環型農業により小国野菜のブランド化を図っていきます。</p> <p>畜産については、粗飼料自給率の向上により安全な畜産物の生産拡大と、ICT等を活用した省力化飼養管理技術の構築を目指します。</p> <p>肉用牛については、有益な資源である牧野を活用した飼養技術のさらなる改善を図り低コスト生産体制を拡充することにより小国ブランド牛の確立を図ります。</p> <p>乳用牛については、ジャージー牛乳は希少価値の高い牛乳としてブランド化が図られ、すでに本町の重要な基幹産業として確立していますが、肉用牛と同じく飼養技術のさらなる改善や新技術導入などにより安定した集乳量の確保を目指していきます。</p> <p>畜産環境保全についても耕畜連携による家畜排泄物を利用した循環型農業を一層促進し、本町畜産の健全な発展を図ります。</p>

	<p>また、小国ならではのジャージー牛乳、米、野菜など生産者の顔が見える新鮮な農畜産物の販売促進のために、町民参加型の直販所「薬味野菜の里小国」を運営し、農家所得の向上と共に高齢者等の野菜作りや6次産業化による循環型農産物直販所づくりを推進していきます。</p>
<p>2. 森林・林業・木材産業の振興</p>	<p>経済林としての森林機能や森林が持つ公益的機能が十分発揮できるためのシステムづくりのため、各種補助事業を活用し、集落単位での間伐をはじめとする森林施業集約化の実施など森林の整備を図っていきます。</p> <p>効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業(集約化施業)を実施していくとともに、高齢級化した森林の平準化にも努めます。</p> <p>また、林業の中核的担い手である森林組合や一人親方組合の体質強化、林業労働力の育成確保対策、町内にいない森林所有者所有林の管理徹底、素材の安定供給体制、素材生産コストの軽減を図るため生産基盤の整備を推進します。</p> <p>都市部からの林業の担い手候補、特に20代～30代については、住居の支援や受け入れ窓口などで町が中心となった体制づくりを検討します。</p> <p>また、消費者のニーズ、環境問題、資源循環型社会に適合し、需要が見込まれる地熱利用乾燥材の普及促進、環境にやさしい木材商品開発、建築家とのネットワークづくり、小国材を使用する公共建築物や一般住宅への木材活用、50年以上の大径木の販売等の取組を進めます。</p> <p>森林や木材の持つ特性を活かしながら、広くその良さを普及啓発するためにカーボンオフセットやウッドスタートを始めとする木育活動を更に展開し、地域、都市部、企業との繋がりを深める取り組みを実践していきます。</p> <p>椎茸生産は、地域経済を支える重要な産業として定着していますが、さらなる販売体制の整備推進、椎茸栽培システムの確立を促進し、生産者のゆとりある経営を目指し産地「小国」を推進していきます。</p> <p>SDGsの達成に向けて、育てる・守る・使う責任を全うすることが必要であるとともに、平成31年から市町村に配分される森林環境譲与税を活用しながら、上記の課題等の解消に向け積極的に取り組み、森林・林業・木材産業の振興を図ります。</p> <p>林道については、積極的な管理を実施し、林産物の搬出と造林、育林のコスト削減を図ります。</p> <p>有害鳥獣については、捕獲活動による個体数の低減を目指すため、狩猟者免許取得に対する助成による担い手の確保、捕獲頭数に応じた補助金交付による捕獲頭数の増加を促す取組を推進していきます。</p>

第2章 商工業・サービス業

現状と課題

本町は、大分県の1市2町と隣接して「小国商業圏」として独自の経済圏を持っています。商業集積は、主に町の中心部の「宮原商店街」、温泉客の利用の多い「杖立地区」や「わいた温泉地区」、中心部郊外の国道212号沿いに「バイパス郊外地区」などが形成されていますが、地元購買率は年々低下してきており、町外への流出や隣接する町村からの購買力の流入等もあり、宮原商店街の購買力は大幅に低下し、空き店舗が年々増加しています。その主な要因としては、経済情勢の悪化と人口減少及び経営者の高齢化による後継者不足、郊外の大規模店舗の進出、駐車場問題等々が考えられ、これらの要因が重なり合い空洞化現象が進み、商業集積は高い地区ですが、中心市街地としての従来の機能や求心力は低下してきています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症、世界的物価高騰の影響を受け、事業者を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いています。特に、原材料高騰、賃金上昇、人手不足は深刻化してきています。

基本方針

商工業・サービス業の推進については、小売店や商店街の活性化を支援し、多様なサービスを通して、賑わいのある商工業の充実を図ります。また、経営の高度化や多様化、後継者問題や担い手の確保といった課題を改善するために、商工会と連携して事業承継、創業支援事業に取り組みます。

さらに、商工事業者の支援機関である商工会との連携を図り、時代の変化に対応した商工業振興事業に取り組みます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 商業の振興	<p>まちなみ整備と観光地、そして有機的にネットワークを結ぶ観光関連施設整備を推進することにより、商業の振興が促進されます。</p> <p>具体的には、農商工連携なども含め、関係機関と密に連携を図り、空き店舗等を利用した利活用施設整備や小国を訪れる観光客のほか、子どもから高齢者まで安心して遊べる公園や公共施設を回遊出来る歩行空間と地域住民合意の景観保全整備等を総合的且つ積極的に推進していきます。</p> <p>また、インターネットを活用し、商品開発・販売などについても検討を進めます。</p> <p>金融環境の変化により、必要事業資金の円滑な調達に支障をきたしている中小企業に対し、事業資金の供給を支援し、商工業設備資金利子補給を今後も継続、推進するとともに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰で疲弊した商業支援のため創業の支援等に取り組んでいきます。</p>
2. サービス業の振興	観光と商工業を結びつけた新たな事業の推進、商工会等による地域への新たなサービスの推進など多様なサービスを展開します

第2の軸

今を生きるすべての町民のため
に

第4編

誰もが安全で快適な生活を送れるまち

第1章 土地利用

現状と課題

土地利用については、自然環境への配慮を第一に考え、その中で公共の福祉と町の活性化に向けた利用を行っていく必要があります。

多くの豊かな自然を有し、SDGs未来都市としての取組を推進する小国町では、「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」、「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」及び「小国町景観条例」があり、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら秩序のある開発を進めています。無秩序な開発を抑制し、自然と調和した土地利用を行うためには開発業者と自治体、そして地域住民との合意形成が重要となります。十分な協議を行い、必要な場合は開発に伴う取り決めをまとめた協定書の締結を行い、秩序ある開発に努める必要があります。特に環境問題への取組として重要な再生可能エネルギーに関しては、推進と抑制の両面から注意深く見守る必要があります。

基本方針

小国町の豊かな自然を守り、農山村景観に配慮した秩序ある土地利用を推進するために、「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」、「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」及び「小国町景観条例」により、十分な協議を行い、土地利用を図っていく必要があります。

協議には開発業者と自治体、地域住民を含めて自然環境の保全と安全性の確保に努めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 環境保全	環境や景観の保全と安全性の確保に努めることを目的として「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」、「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」及び「小国町景観条例」により秩序ある開発を推進して行きます。 荒廃する山林や耕作放棄地についての問題は、少子高齢化に伴い、地域の活力が失われつつあることから森林や農地が持つ機能が低下していくことが予想されます。経済的側面のみならず、自然環境と森林資源の保全の観点からもその解消と秩序ある開発を推進していきます。
2. 国土調査の管理・活用	当計画期間中も地籍調査を進め、調査から得たデータの適正な管理を行うとともに、データを活用し地図情報電子化の充実を図ります。

第2章 交通

現状と課題

現在、住民のほとんどは運転免許を有しており(成人～70歳以下の95%以上)、多くの住民は自家用車を用いた移動を行っています。しかし、町の高齢化率は既に4割を超えており、全国的にも問題となっている高齢者の誤操作による事故は当町においても大きな課題となっています。そのため、今後は高齢者からの免許返納といった動きは広がっていくことと予想されます。

地域における交通の現状としては、町内における公共交通は8エリアから中心市街地である宮原を結ぶ乗合タクシーが中心となっていますが、中心市街地における公共交通は十分な状況にありません。

また、町外からの交通網については、福岡方面からの直通バスと、阿蘇駅からの路線バス、そして隣接する南小国町と小国町を巡回する路線バス、更に小国郷(小国町・南小国町)と肥後大津駅を結ぶ直通バスである小国郷ライナーが運行されていますが、観光を目的とした交通網は不十分な状況です。

基本方針

乗合タクシーをより使いやすいものとし、中心市街地における交通の充実を図り、住民の生活を維持します。

また路線バスについては、乗車人数や住民のニーズを反映し、統合、再編を進めます。

小国町へのアクセスについて、周辺自治体との連携を構築し、広域的な交通網の整備を進めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 乗合タクシーの予約システム構築	町の周辺部から中心市街地である宮原地区を結ぶ乗合タクシーについて、現状の前日までの予約という仕組みから、当日予約可能であり、かつキャッシュレス決済及び利用者データの蓄積が可能である仕組みづくりを目指します。
2. 中心市街地における公共交通の充実	小国町の中心市街地である宮原地区と南小国町の中心市街地である赤馬場地区における公共交通の充実を図り、住民の利便性向上を図ります。
3. 広域的な交通網の確立	周辺自治体との連携を構築し、主に観光客をターゲットとした公共交通網の確立を目指します。

第3章 住宅・住環境

現状と課題

【町営住宅】

町営住宅の入居戸数は令和7年10月1日現在271戸で、町内世帯数全体の約1割を占めており、そのうち約6割の162戸が65歳以上のみの入居者が住む世帯となっています。入居者の高齢化が進んでいますが、町営住宅にはエレベーターが設置されておらず、高層階に住む高齢者や体に不自由を感じる住民には大きな不安要素となっています。その他、柏田、倉原住宅以外の住宅は、その立地から買い物や病院への通院などに不便を感じている入居者もいます。町の高齢化の進行にあわせた住宅の対応を図ることも課題です。

また、老朽化により閉鎖された住宅の取壊し、取壊し後の跡地利用の検討など住環境について取り組むべき課題も多くあり、社会情勢の変化に適宜対処できるよう修繕等を行うことも同様です。

【公園・緑地】

公園・緑地は、住民の憩いや安らぎの空間として、また、自然とのふれあいやレクリエーション活動を行う場として重要な役割を担うとともに、都市景観を形成する一つの要素でもあります。

また、災害時には避難場所や火災の延焼を防ぐ防火帯としての役割を果たすなど多様な機能を持っています。

今後は、利用者や地域の意見を取り入れながら住民との協働による公園・緑地づくりを検討していく必要があります。

基本方針

都市からの住まいの受け皿としての情報や若者の定住を図るための支援事業の情報を発信するとともに、若い世代の定住を図るための民間活用による快適な住宅環境づくりを進めます。

町営住宅については、老朽化対策のための維持・修繕に努め、入居者の安全を確保しながらコストの抑制も図ります。

また、住民との協働や役割分担による公園の維持管理や運営等にも努めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 住宅の安定供給	小国町公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、老朽化が激しい木造住宅については現在、そして将来的にも入居者の募集を行わず計画的に取り壊し、整地を行っていきます。 これに併せて、町全体として財政負担の大きい建替えは行わず住宅施設の計画的な改修、再編を行い、長期的な活用に耐えうる質の面で、一定水準以上の住宅施設の提供を継続していきます。 また、町内での空地や未利用地の有効活用について検討します。
2. 住環境の整備	景観計画を策定し、街なみ景観や道路景観の整備を進めます。 また、民間建築物の最低限の安全性を確保するため、耐震化対策及びアスベスト対策に係る助成等について検討を進めます。

3. 公園・緑地の整備	<p>公園としての清掃活動や花の植栽等、コミュニティ活動の一環として、住民との協働による美化活動を推進します。</p> <p>ボランティア組織による管理や指定管理者制度による管理運営の導入を図ります。</p> <p>小学校のグラウンド跡地を一般公開し、公園の代替地としての利活用を検討します。</p>
-------------	--

第4章 上水道・生活排水処理

現状と課題

【上水道施設】

小国町の水道事業は平成 29 年 4 月に事業統合を行い、1 上水道、1 簡易水道及び 2 飲料水供給施設(令和元年度現在)で構成されています。

小国町の行政区域内人口 6,222 人のうち、5,592 人を対象として給水を行っており、普及率は令和 6 年度末現在で 89.9%です。

水道は重要なライフラインであり、公衆衛生の確保や生活水準の向上に不可欠なものです。しかし、少子高齢化に伴う人口の減少や生活スタイルの変化による節水意識の向上等による水需要の減少により、水道の使用量は減少傾向にあります。

また、事業開始から 50 年を経過しているため、既存の水道施設や管路の老朽化が進んでいるため、漏水の防止や有収率の向上等、また長寿命化の観点から様々な知見を基に計画的な更新を進めていく必要があり、今後もその取組が重要課題となっています。

更に、水質安全性の確保や近年の地震等を踏まえた災害対策の強化として、施設・管路の耐震化など様々な課題に対応しながら「安心・安定・持続・強靱」を実現するための取組が必要となっています。

【生活排水処理施設】

生活排水の集合処理施設については、農業集落排水事業で整備した 3 地区(田原・秋原、西里、黒淵)が供用しています。この 3 地区の中でも西里地区、黒淵地区では地域を巡る管路延長が長距離である点や、管路上に数多くのポンプ施設があることから、日常的な維持管理費と合わせて修繕費等の費用も多額になっている状況です。特に西里地区の施設については、平成 10 年から令和 6 年度末で既に 26 年が経過しており、各ポンプの劣化が著しい状況にあります。このように、多額の維持管理費(年間約 4,600 万円を要する農業集落排水施設(小規模集合排水処理施設、市町村設置型浄化槽含む)ですが、令和元年度末の供用区域内人口は 1,244 人、うち接続人口は 1,110 人と少ないため、料金収入のみによる事業運営が困難な状況にあります。

既存事業については、維持管理費に対して使用料金が不足しており、今後は農業集落排水施設や町で整備した浄化槽の維持管理費の削減に努め、更なる接続率の向上を図ることが課題となっています。

現在、集合処理施設が整備されていない地区については、合併処理浄化槽設置整備事業として、浄化槽設置者への補助を行っています。

基本方針

水道事業の拠点施設の点検・修理(改良、漏水対策)や老朽管を計画的に更新し、安定した水の供給に努めて水質安全性を確保するとともに、災害対策の強化など様々な課題に対応しながら「安心・安定・持続・強靱」な水道事業を実現させます。また、「小国町污水处理構想」に基づき、既存事業による農業集落排水事業等は今後の人口減少に伴い、段階的に規模縮小等を検討しながら施設の耐用年数や老朽化を勘案し、適切な更新計画のもとで継続しながら、個人設置による合併処理浄化槽整備の普

及促進等を図り、今後も河川の水質保全と汚濁防止を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 上水道の整備	<p>「安心・安定・持続・強靱」を目標に掲げ、水道事業の施設・管路のうち法定耐用年数を経過したものから優先的に計画的な更新を行っていくとともに、水質安全性の確保、災害対策として水道事業の施設・管路の耐震化を進めるなど、給水区域内における災害予防、災害給水対策及び災害復旧に関し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るための防災計画を策定しており、今後もその体制整備の継続を図っていきます。</p>
2. 生活排水対策	<p>農業集落排水事業で整備した 3 地区(田原・秋原、西里、黒淵)の生活排水処理施設については、状況に応じた計画的な機器の更新等を行いながら生活排水処理が中断しないように運営していきます。</p> <p>施設の維持管理をはじめ、合併処理浄化槽設置整備事業等との関係も考慮しつつ、県が令和 3 年度に見直した「熊本県生活排水処理施設整備構想」と整合を図ると共に、令和 7 年度改定予定の「小国町下水道経営戦略」に基づき、生活排水処理施設整備のあり方について検討します。</p>

第5章 安心・安全（防災）

現状と課題

【消防・防災】

令和6年度末現在で小国町消防団は280人ですが、近年続く少子高齢化の影響、住民意識の低下等により新規消防団員が年々減少傾向にあり、団員の平均年齢も高齢化しています。

このような中、機能別消防団員制度の制定による団員確保や、消防団員の確保及び処遇改善のため、令和4年度から年額報酬の引き上げや出動に応じた報酬制度(出動報酬)の創設を行いました。

また、消防機器や装備については、小型ポンプの更新や積載車の配備など計画的に進め、令和7年度には団員一人一人に消防用編上げ靴の支給を行うなど消防力の強化及び消防団員の安全確保に努めてまいりました。

今後も、消防ポンプ車や防火水槽等の消防水利の老朽化等に伴う消防施設の更新が必要となり、継続した課題となっています。

自主防災については、町内全域で49の自主防災組織が組織されています。近年多発している大規模災害において、自主防災組織による自助、共助の重要性・必要性が改めて認識されていますが、高齢化等による人材不足が課題であり、組織に対する研修や訓練等を実施し、組織の人材育成等に努め、組織を充実していく必要があります。

防災については、避難所の改修工事や災害備蓄品の整備などを実施し防災に強いまちづくりを進めています。

【防犯】

全国的に依然として「電話で『お金』詐欺」が多く発生しており、今後は警察等と連携し被害防止に努め、安全なまちづくりに取り組む必要があります。

【交通安全】

近年、高齢者や児童を中心に交通事故が多発しており、交通安全対策や交通安全施設の充実、整備が必要となっています。また、免許を返納した高齢者の支援・サポートが課題となっています。

【消費者保護】

消費活動に関しては、インターネットやスマートフォンの利用に起因する金銭トラブルを中心に発生しています。

今後は、消費者の安全と利益を守るための体制づくりが必要です。

基本方針

迅速に災害に対応できる消防・防災体制づくりを進めるとともに、警察や交通安全協会、学校その他関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策と防犯対策を進めます。

また、県の消費生活センターと連携した消費者保護の充実を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 消防・防災	<p>消防力の強化は、住民が地域で安全な生活を送るうえで必要不可欠です。</p> <p>消防団員の減少については、今後も消防団加入に対する啓発活動を継続するとともに、消防活動に必要な装備の導入や、ポンプ車・積載車・小型動力ポンプ等の機械器具の定期的な更新を図り、地域の安心と安全を確保していきます。</p> <p>また、組織再編においては広域消防北部分署との連携を通して、一層機能力ある組織づくりを目指すとともに、大規模災害等に備えた団員数確保のため、団員の勤務体制に即した消防団組織の多様化についても検討します。</p> <p>さらに、団員と地域住民との交流機会の充実を通して、消防団に対する理解と消防・防災に対する意識の向上に努めます。また、災害時の応援協定も積極的に締結出来るよう進めます。</p> <p>防災については、近年多発している大規模災害等に備えるため、避難所での生活環境整備に係る改修や、備蓄品の整備をおこないます。また、自主防災組織に対する研修等を通じた人材育成による組織体制の強化や防災訓練の実践的な取組を進めます。</p>
2. 防犯	<p>地域や職域における防犯組織づくりを推進し、防犯パトロール隊を維持するとともに、警察と地域住民との交流機会の充実等を通して犯罪対処に関する広報活動や暴力追放キャンペーン等の充実強化を図ります。</p> <p>また、引き続き防犯灯の整備を計画的に促進し、町民の安全と福祉向上を図ります。</p>
3. 交通安全	<p>交通安全運動での啓発活動やキャンペーンを中心とし、高齢者や児童に対する交通安全教室を実施することで、交通事故防止を図ります。</p>
4. 消費者生活	<p>消費者生活相談に従事する者の知識、実務能力の向上を図るとともに関係機関との連携を推進し、消費生活相談窓口の充実に努めます。</p> <p>また、消費者研修講座の開設や広報等を通じた相談窓口の存在の周知徹底を図ることによって、振り込め詐欺対策や正しい消費の知識と情報を提供します。</p>

第5編

誰もが健康で不自由なく暮らせるまち

第1章 地域福祉

現状と課題

本町では、少子高齢化や核家族化・高齢者のみの世帯の増加が進んでいます。また、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域での「つながり」が希薄化しています。

令和6年3月に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア等と協働し、子どもや高齢者、障がい者などを見守り、支え合う体制づくりと地域住民による見守り活動に対する支援を行っています。

住民ひとり一人が性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、地域社会の一員として尊厳を保ち、自立した暮らしの実現に向けて、自助、共助、公助の充実を図り、「地域でつながる・つながりで支える」安全・安心なまちづくりが必要です。

基本方針

子育て世代や高齢者及び障がい者等で支援を必要とする方を身近な地域で総合的に支え合える地域福祉を目指します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 総合的な推進体制の整備	令和6年3月に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき専門機関とのネットワークづくりや専門相談員の配置と職員の継続的な研修を実施します。社会福祉協議会を中心に住民主体の福祉活動を推進することにより、地域の「つながり」を強化し、民生委員・児童委員等がより身近な相談窓口となるよう努めます。
2. 福祉サービスや地域福祉体制の充実	社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ、女性会、またボランティア組織やシルバー人材センター等の活動を支援するとともに、合同研修会など、各団体の活動支援と関係者の情報交換等を行い、町と協働(相互の連携)し、地域福祉体制の強化を図ります。
3. 見守り体制の強化、身近な相談窓口の充実	住民が相談しやすい環境を整えるとともに、生活困窮相談など複合的な生活課題等に総合的に対応できるよう関係課や関係機関との連携を強化していきます。また、身近な相談窓口の更なる広報・周知を行います。

第2章 高齢者福祉

現状と課題

本町は、過疎化や少子高齢化の影響を受け、65歳以上の人口の割合は令和7年10月で44.7%となり年々上昇しています。“団塊世代”が75歳以上に達したことにより、介護や生活支援のニーズは年々、多様化しており、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

令和6年3月に「第9期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができる支え合いのまちづくり」を基本理念とし、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域づくりを進めています。

医療・介護・福祉・行政が連携した、「小国郷医療福祉あんしんネットワーク」により、関係機関による協働体制が構築されています。多職種が情報を共有しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制が進められています。関係機関の連携をさらに深化させ、地域全体で支援が継続できる仕組みづくりが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を推進するためには、地域の中で元気な高齢者を増やす取組みを推進することが重要です。

介護予防事業や日常生活支援総合事業を通じて、住民主体の健康づくりや支え合い活動を推進しています。地域での介護予防事業や社会参加の機会づくりを進め、健康寿命の延伸を目指しています。

認知症の支援体制は、認知症サポーター養成講座の実施や、「物忘れ相談会」「認知症カフェの開催支援」などにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを進めています。認知症の早期発見・早期支援の取り組みや認知症への理解促進など、地域全体で支える仕組みのさらなる強化が求められます。

基本方針

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉の充実を図ります。

地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護・福祉が連携した顔の見える支援体制を整備すると共に、健康づくり・介護予防・社会参加の促進により、健康寿命の延伸を目指し、ともに助け合い高齢者がいきいきと暮らす長寿社会の実現を目指します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者一人ひとりが地域社会とつながりを持ちながら健康で活動的な生活を送り、医療や介護が必要となっても安心して地域で暮らし続けられる地域を目指し、高齢者の自立支援や重症化防止、医療と介護の連携、認知症施策の充実、高齢者の社会参加を推進し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組みます。また、医療・福祉・介護の多職種が連携する「小国郷医療福祉あんしんネットワー

	ク」の活動を支援していきます。
2. 就労による生きがいづくりの支援	高齢者の技術・技能・資格・職業経験を活かし、自己実現や地域貢献の意欲に応えられるようシルバー人材センターの活動周知に取り組み、社会参加の充実を図ります。
3. 健康づくりと社会参加の推進	高齢者の健康寿命の延伸と自立した生活の維持を目指し、健康づくりや社会参加の促進に取り組んでいます。介護予防や日常生活総合事業を充実させるとともに、住民主体の通いの場を推進し、仲間づくりや生きがいづくりの機会を提供します。また、保健事業と介護予防を一体的に実施し、運動や栄養、生活習慣の改善を支援し、地域活動による社会参加を促進していきます。高齢者が自らの健康を維持しながら、地域の中で役割を持って暮らせる環境づくりを進めます。
4. 認知症支援体制の整備	認知症予防の推進と地域における支援体制の充実に取り組みます。医療・介護・福祉機関との連携を通じて、早期相談や適切な支援が受けられる環境を整備します。認知症バリアフリーの推進により、高齢者一人ひとりが尊厳を持ち、自立した生活を継続できる地域社会の実現を目指します。

第3章 障がい者福祉

現状と課題

本町では、小国町社会福祉協議会が、3 障害(身体障害、知的障害、精神障害)を一元化し、利用者本位のサービス体系の構築、就労支援の抜本的な強化を行い、障がい者と地域のつながりを担っています。

令和7年4月における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 358 人、精神障害者保健福祉手帳 44 人、療育手帳(知的障害)93 人となっています。

また、障害福祉サービスの支給決定者は 115 人(障がい者 92 人、障がい児 23 人)で、障がい者本人や親等の介護者の高齢化が進み、障がい者の親無き後について、障害福祉サービス利用者の増加等の課題を整理・解決しながら、個々のニーズにあった障害福祉サービスの提供や相談支援体制の整備が必要となります。

令和 6 年に策定した第 5 期小国町障がい者計画に基づき、すべての障がい者(児)が個人として尊重され、社会を構成する一員として安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス事業所等と連携した支援体制の整備や、地域づくりが必要となります。

基本方針

小国町障がい者計画・小国町障がい福祉計画・小国町障がい児福祉計画に基づき、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らす事のできる「共生社会の実現」を目指します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 障がい者の自立支援の推進	障害福祉サービスの利用に関しては、教育、雇用、社会参加、保健、医療、介護など幅広い分野との連携を図りながら障がい者の自立支援を目的としたサービスの提供を行います。 小国町障がい者計画・小国町障がい福祉計画・小国町障がい児福祉計画に基づく総合的障がい者施策を進め、障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会を築いていきます。 障害者在宅福祉事業(ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、住宅改造事業、日常生活用具給付等)を積極的に推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化を進め、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。
2. 就労による生きがいづくり支援	障がい者(児)の自立に向けて関係機関が連携し、就労支援や就労定着支援の取組により生きがい作りの取り組みを強化していきます。 年金・手当の支給や共済制度などの周知を図り、経済的な不安や負担軽減、自立した生活ができるよう支援していきます。
3. 障がい者への差別の解消	障がいを理由とする差別を禁止した障害者差別解消法や、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の周知・啓発を推進します。 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、住民の「心のバリアフリー」を推進します。

第4章 健康づくり

現状と課題

【健康づくり】

第3期データヘルス計画に基づき保健事業を実施していますが、特定健診受診率は50%前後と横ばいで推移しており、現状、目標の60%には届かず、がん検診受診率も目標の50%に届いていません。引き続き受診率向上に向けた施策を推進する必要があります。

国や県と比較して1日30分以上の運動習慣がない人も多く、健康教室や特定保健指導への参加を積極的に促し、保健指導率、メタボリックシンドローム改善率が向上するよう取り組みを進めます。併せて、歯周疾患健診受診率は増加傾向にはあるものの、現状10%程度と受診率が低いことから、引き続き歯科保健の充実に努める必要があります。

【地域保健医療】

本町には、病院1箇所、診療所2箇所、歯科診療所2箇所がありますが、診療日が限定された診療科目が多く、疾病に応じて対応できる設備の不足、医療施設の地理的偏在等、十分な医療体制とはいえない現状があります。

高齢化に伴う疾病構造の変化と医療技術の進歩・医療保険制度の充実等が相まって医療需要も複雑かつ多様化が進む中、医療スタッフ(医師・看護師等)の確保がますます深刻化しています。さらには、救急体制にかかる初期医療は、本町内に休日の在宅当番医制度を担う診療所が小国公立病院のみで、阿蘇市内での休日在宅当番医制度を担う診療所も、医師の高齢化による廃業などを背景に減少傾向にあります。

人口減少や高齢化が進行する本町においては、通院が困難な住民への医療体制の構築が重要な課題となっています。このため、小国公立病院を中心に一次医療体制の充実を図るとともに、医療MaaSによるオンライン診療を強化し、地理的条件に左右されない医療体制の確保に努める必要があります。さらに、小国郷内で昼夜を問わず年間を通じた医療体制を確保し、急病や緊急時にも安心して暮らせる地域医療を構築することで、将来にわたり安定した地域医療体制の維持を目指す必要があります。今後も熊本県や医師会と連携し、医療体制の確保が必要不可欠です。

各種感染症に対しては、予防接種法に基づき、各種予防接種を医療機関で個別接種可能とし、接種体制の充実に取り組んでいます。

今後も医療機関との連携により、予防接種の接種率の向上や機会の充実を図るとともに、感染症に関する正しい知識の周知・啓発に努めます。

基本方針

第2次小国町健康増進計画・食育推進計画に基づき、「子どもから高齢者まで全ての世代の人が健康で長く住み続けられるまちづくり」を推進していきます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 生涯にわたる食育の推進	子どもから高齢者まで、様々な経験を通して、食に関する知識と選択力を習得し、健康的な食生活習慣を実践できるよう、家庭・学校・地域等と連携しながら生涯にわたる食育を推進します。
2. 健康維持・増進のための生活習慣の改善と環境づくり	身体活動や運動、こころの問題、喫煙、アルコール、歯の健康などに関する意識の向上を図るとともに、町民が主体的に生活習慣の改善に取り組むことが出来る環境づくりを推進します。
3. 生活習慣病の発症予防と重症化予防	正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、がん検診や健康診査の受診勧奨を強化します。併せて、重症化予防に重点を置いた取組みを推進します。
4. 地域保健医療の充実	救急体制を含め、その役割を担う小国公立病院や熊本県、阿蘇郡市医師会等と協議のうえ医師不足等の解消を図り、その体制を強化、維持していきます。 休日の在宅当番医制度や病院群輪番制病院運営事業制度によりスタッフの更なる充実や救急患者の受け入れ体制の充実を図ります。
5. 感染症対策	感染症の流行を抑止するため、住民一人ひとりができる対策の普及啓発に努め、熊本県や医師会、医療機関との連携により予防接種体制の充実を図り、予防接種に関する住民意識の向上を図ることで、地域の実情に即した、適切な接種勧奨を行っていきます。

第5章 医療・保健

現状と課題

【国民健康保険】

国民健康保険の加入者は、低所得・高齢者世帯の割合が高く、社会保険の適用拡大や止まらない物価高による景気の衰退など、現在の社会環境、経済状況を反映し、財政運営も非常に厳しい状況にあります。

平成 30 年の国保制度改革により都道府県と市町村が共同保険者となり、今後は、熊本県が見据えている県下保険料水準の統一に向けて、県が指し示す保険料水準を基準とした適正な保険税率の決定と保険税収入の確保を図り、引き続き収納率向上に努めるとともに、地域住民と身近な関係の中、制度の啓発や医療費適正化への取組み、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

【後期高齢者医療保険】

後期高齢者医療保険の被保険者数は、団塊世代の後期移行などを背景に増加傾向で推移していますが、一人当たりの医療費はほぼ横ばいで推移しています。しかし、医療費に占める慢性腎臓病(透析あり)の割合が県や国、同規模市町村より高い状況です。後期高齢者健診受診率は県や国、同規模市町村より高い状況ですが、「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」に取り組み、健診結果から重症化予防対象者を抽出し、適切な医療につなげて重症化予防に努めていきます。

後期高齢者医療保険の被保険者数は、団塊世代の後期移行などを背景に増加傾向で推移していますが、一人当たりの医療費はほぼ横ばいで推移しています。

【介護保険】

人口減少に伴い 65 歳以上の介護保険被保険者数は、減少傾向で推移しますが、75 歳以上被保険者数は増加傾向となります。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、要介護高齢者の重症化などにより、介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。

そのため、介護予防・日常生活支援総合事業により、介護が必要になることをできるだけ防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域の実情に応じた多様なサービスを提供し、介護予防や重度化防止、地域での支え合いの体制づくりが必要となります。適正な保険料収入の確保を図り、収納率の向上に努めるとともに、制度の啓発や介護予防事業、介護給付費の適正化への取組みなど、持続可能な介護保険制度の運営が求められます。

【国民年金】

国民年金制度は老後の生活を支える重要な制度で、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての方に国民年金への加入が義務づけられています。少子高齢化により、年金を負担する現役世代は減少する一方、年金の受給者は増加し、財政の不安定化が課題となっています。未納期間があると年金額の減少や受給資格を失う可能性もあるため、制度を普及・啓発し、年金事務所と連携して、保険料の未納を防ぐ取組みが求められます。

基本方針

住民の健康づくりの推進等による国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、の健全化とともに、老後の生活を支える国民年金、介護保険制度の周知・啓発を行い、ニーズに対応する制度や事業の充実に努めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 健康保険制度の充実	健康寿命の延伸及び社会保障費の安定に向けて、データヘルス、インセンティブ制度を活用した生活習慣病重症化予防を推進するとともに、適正な保険税率の設定、また国保制度に対する理解の浸透及び保険料の収納率向上に努めます。
2. 後期高齢者医療制度の充実	後期高齢者医療制度では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組み、高齢者の健康づくり、フレイル(虚弱)予防により健やかで生きがいのある暮らしを目指します。
3. 介護保険制度の充実	高齢者の自立支援と重症化予防に取り組み、保険者努力支援交付金や保険者機能強化推進交付金などのインセンティブ制度を活用し、介護予防事業や地域支援事業の充実に推進します。併せて、介護保険料の適正な設定や制度に対する理解の浸透及び収納率の向上、介護給付費の適正化への取組みなど、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの更なる推進を目指します。
4. 国民年金制度の普及・啓発	年金相談や広報活動などにより加入漏れや未納を縮減し、国民年金を受給する権利を確保できるよう年金制度の普及・啓発に努めます。国民年金の資格取得時には口座振替の案内を行い、経済的な理由で保険料を納められない方に対しては、保険料免除制度や納付猶予制度の活用を支援していきます。

第6編

安心で便利な行政サービスが 受けられるまち

第1章 高度情報化

現状と課題

通信施設については、平成 10 年度に農村総合整備事業(緊急防災型)の適用を受け、市販のラジオでも聴くことができるコミュニティFM放送を行っていますが、平成 9 年の開局から既に 28 年が経過しており、放送施設の修繕等が多く出始めています。

また、平成 28 年に発生した熊本地震の際、被災地に臨時災害放送局が3局開設され、災害時の情報伝達手段としての有効性が見直されました。ラジオ放送は災害発生時には、携帯ラジオ等での情報収集が可能という点で優れていますが、視覚情報を伴わない放送は、伝えられる情報量に限りがあるため、スマートフォン等を利用した情報発信を拡充していく必要があります。

平成 22 年度地域情報通信基盤整備交付金事業により、町内全域が光ファイバー網で整備されました。これにより、加入世帯へ地上デジタル放送への対応が完了するとともにコミュニティチャンネル放送やエフエム告知放送サービス等を提供しました。その中の希望世帯へは光インターネットサービスが提供されるようになりました。また、手水野地区での携帯電話の受信が可能となり、不感地域が解消しました。

さらに平成 26 年度には、老朽化した防災行政無線を、屋外情報システム整備工事により屋外放送を更新し、光ファイバー網を活用したエフエム告知放送として安定した放送とするとともに、万一ケーブル切断時には、FM放送により緊急放送ができるシステムとしましたが、すでに整備から 11 年が経過し、使用機材の生産終了や老朽化に伴う故障等により、等維持管理費が増加していることから、情報発信方法の大幅な見直しを行う必要があります。

光インターネットサービスは、民間会社とIRU契約をしており、都市と同等なサービスを提供しています。今後も様々な場面においてこのインターネットサービスを活用していく必要があります。

このような機器は老朽化するとともに進化も早いこと、そのため保守費用や更新費用は多額となることから計画的な積立と更新を進めていくことが必要となっています。今後、IRU契約者等と協議し、光サービス全体の設備・運営方法の検討が必要となります。

庁内業務の電算化では、共同利用・共同運用により、参加市町村と連携して充実したサポート体制のもと、基幹システムをはじめとする関連経費の費用を抑えた運用を行っています。

DXの推進により、庁内の事務処理体制は電子化、ペーパーレス化が進められ、大きく転換しています。そのような中、複雑で多様化する行政サービス、職員数減少の影響による行政業務の継続性の課題等が叫ばれる中、本町においても例外ではなく、これらを踏まえたうえでのDXの推進が不可欠です。

基本方針

情報・通信受発信基盤の充実に努めるとともに、個人情報保護法の理念を踏まえた行政内部の情報管理の徹底を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 情報・通信基盤の充実	<p>整備が完了した光ファイバー網などの維持管理を行うとともに、適切な機器更新を進めていきます。</p> <p>また、町内の防災情報提供やまちづくり情報共有化のため、おぐにチャンネルやホームページ、各種 SNS 等の運用を進めていきます。</p>
2. 自治体における DX 推進	<p>令和2年12月に策定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。また、令和3年にデジタル庁発足後は、同年にデジタル社会形成基本法が成立、これを基に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定され、このビジョン実現のため、住民に身近な行政を担う市町村の役割の大きさと自治体DX推進の意義について述べています。</p> <p>これらを踏まえ、コロナ渦を経てニーズがより高まったデジタル化の推進を、DX推進チームを中心として、全庁横断的な体制により進めていきます。</p> <p>そのために、本町の現状と課題について整理し、取組の方向性、重点取組などを記載した「小国町DX推進計画」を策定します。</p> <p>住民サービスのDX推進については、住民サービスの利便性向上に向けて、電子申請の範囲を拡充します。公金収納におけるeL-Q Rの活用については、電子決済対応の収納を拡充できるよう検討し、対応可能な分野から実装に向けて準備を進めます。</p> <p>職員の業務改善に向けたDXについては、内部文書は電子決裁を基本とし、今後導入される公会計システムの電子決裁も踏まえて、ペーパーレスをより進めていきます。また、文書作成等における効率化につなげるため、生成AIの導入に向けて検討します。</p> <p>業務端末については、令和10年から12年に更改時期を迎えます。電子決裁、デジタル化を進める中で職場の環境改善、テレワークの推進など働き方改革の観点と併せて、庁内ネットワークの再整備としてシンクライアント及び庁内ネットワークの無線化の検討を進めます。また、職員へのタブレット配付についても数を拡充し、職員が能動的にデジタルツールやオンライン会議への活用の幅を広げられるよう整備に努めます。</p>
3. 情報セキュリティ対策	<p>総務省のガイドラインを基に「小国町情報セキュリティポリシー」を策定します。クラウドサービスが普及した昨今、これを踏まえた対策も考慮しながら、セキュリティ対策に取り組んでいきます。</p>

第2章 行財政運営

現状と課題

経済を取り巻く状況は急速に変化し、行政へのニーズはさらに多種・多様化していく中で、限られた財源で効果的・効率的な財政運営を行うことが求められています。

また、持続可能なまちづくりのために行政・議会・住民がそれぞれの力を発揮し、具体的な施策を実行していくことが必要です。

本町では、行政改革大綱などに基づき、職員の意識改革をはじめ、各種事業の見直しによる歳出の削減、公共施設の管理運営の合理化などにより効果的・計画的な行政運営に努めてきました。

町税等については、少子高齢化や過疎化の進行で増収は見込めない中、物価高による住民生活への影響等を背景に町税等の債権の累積滞納総額は増加傾向にあるため、滞納者への各種支援措置を講じつつ、債権管理条例に基づいた全庁的な徴収体制の強化を図ります。

ふるさと納税については平成 27 年度からインターネットでの申し込みや、クレジット決済など様々な方法で寄附の受け付けが可能となり、寄附を受け付けるポータルサイトの増加、返礼品の見直しやメニューの充実を図ることで更なる寄附額の増加を目指しています。

また、企業版ふるさと納税については令和7年度に新たな地域再生計画を策定し、企業からの寄附のみならず、官民連携して事業を進めるためのきっかけにもつながるように取組を進めていきます。令和6年度に策定を行った第3期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少、少子高齢化対策に向けた取組を具体化し、着実な実施につなげて行くための施策を定めています。今後は、PDCA サイクルに基づき、計画策定(Plan)、推進(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action) の各過程においても、町全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保するために、小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において総合戦略及び KPI の推移等の検証を行っていきます。

基本方針

限られた財源の中で施策を重点化し効率的に事業を推進するため、予算重視から決算重視への転換による財政基盤の強化、公共施設の能率的・効果的活用、行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上などによる適正な行財政を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 健全な財政基盤の確立	町税等の債権の収納率の向上、遊休施設や土地の売却を含む有効活用など自主財源の確保に努めます。 中期財政見通しを作成して計画的な財政運営を実施するとともに、より現状に即したものとするために毎年見直しを行います。 併せて、事務事業の見直しや行政評価を促進し、将来にわたる健全財政を目指します。
2. 効果的・効率的な行政運営	必要度、採算性等を加味した指定管理者制度の導入等による公共施設の効率的・計画的な活用の体制づくりを進めます。

	<p>また、適正な職員数の維持、人事評価制度の充実、国の制度に準拠した給与制度の運用などを進めるとともに、職員提案制度も充実させます。</p> <p>職員研修(全体研修や課内研修)を実施するとともに、熊本縣市町村職員研修協議会、市町村アカデミー等への派遣研修を実施します。</p> <p>また、他の公共団体との人事交流・派遣研修を実施します。</p>
3. ふるさと納税の推進	<p>寄附を受け付けるポータルサイトの増加、返礼品の見直しやメニューの充実を図ることで更なる寄附額の増加に努めるとともに、企業版ふるさと納税についても企業からの寄附の獲得を目指します。</p> <p>企業版ふるさと納税についても企業からの寄附の獲得を目指し、官民連携につながるような取り組みを進めていきます。</p>
4. 第3期小国町・まち・ひと・しごと創生総合戦略検証事業	<p>令和6年度に策定した第3期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証を行い、数値目標及びKPIの推移等を明らかにします。</p>

第3の軸

次世代を担う子どもたちのため
に

第7編

子どもを産みやすく健やかに 育てることができるまち

第1章 子育て支援

現状と課題

本町では、子育て中の保護者の方々の不安や負担感を解消するとともに、子どもを産み育てる楽しさを実感できるよう、幼児期の保育、地域の子ども・子育て支援、学校教育を総合的に推進するため「小国町こども計画」を令和7年3月に策定しました。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。本町では、妊娠期から子育て期までの支援体制の整備を進めると共に、本町で子育てをする誰もが、必要な情報をキャッチし支援を受けやすくするために、各関係機関の連携やホームページの充実など情報発信の体制づくりを進める必要があります。

また、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中で、子どもを安心して育て、預けられる仕事と子育ての両立支援が重要です。子育て家庭が孤立しないよう、親子が交流や体験を通じてつながる機会を広げることも課題です。

さらに、経済的困難や障がいなど、多様な支援を必要とする家庭に対しては、関係機関が連携して早期から継続的に支援を行う体制の強化が求められます。同時に、地域や行政が連携し地域全体で子どもや若者を尊重し、育ちを見守る意識付けを図ることが重要です。

基本方針

小国町こども計画に基づき、「こども・若者が夢を持ち、笑顔で健やかに成長できるまち おぐに」を基本方針として、子育て支援に関する事業やサービスの充実を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 子どもの健やかな成長のための支援	社会環境や家庭機能の変化に伴い、子どもの生活習慣や心身の健康を守る取組の重要性が高まっています。乳幼児期からの健やかな発達を支えるため、保育施設や家庭訪問を通じて発達状況の把握と支援を行います。 また、母子保健事業や乳幼児健診、歯科健診などを通して健康的な生活習慣の定着を図るとともに妊娠・出産・育児に関する相談支援体制を充実させ、安心して子育てできる環境を整えます。

2. 子どもと子育てを支える 地域・環境づくり	<p>地域の公園や児童館、地域子育て支援拠点「カンガルーのぼっけ」を活用し、親子が気軽につどい、交流できる場の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民や民間団体、関係機関と連携し、見守りや声かけなど日常的なつながりを育む地域づくりを進めます。子どもたちが地域の中で育ち、保護者も孤立せずに支えあえる環境を推進します。</p>
3. 特定教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	<p>保育のニーズや年齢構成の変化に対応し、町内の保育施設の機能を安定的に維持します。</p> <p>また、家庭での子育てに関する相談など、多様な家庭の実情に応じた支援を推進します。</p>
4. 仕事と家庭の両立	<p>仕事と家庭の両立のため、放課後健全育成事業(小国児童クラブ:通称きらきらクラブ)、地域子育て支援拠点事業(カンガルーのぼっけ)、一時預かり事業(一般型:宮原保育園、幼稚園型:認定子ども園小国幼稚園)を実施し、多様化する子育てのニーズに対応した子育て支援を行い、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組んでいきます。</p>
5. 特に支援が必要な子どもや家庭の支援	<p>熊本県の児童相談所や阿蘇地域の児童家庭支援センターと連携し、要保護児童対策地域協議会を通じて児童虐待の要保護児童や要支援児童への支援を行っていきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制として乳幼児健診や保健指導等の母子保健活動や地域の関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めていきます。</p> <p>ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、小国町が実施するひとり親家庭医療費助成制度などにより、ひとり親家庭への経済的支援や生活に関する支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、妊婦健診、乳幼児健診や学校における健康診査等の受診を推進し、障がいの早期発見に取り組むとともに、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように阿蘇地域療育センターや地域の関係機関と連携して療育支援に取り組んでいきます。</p>
6. 子育て家庭への経済的支援	<p>子ども医療費助成制度の継続や、第3子以降の子どもの出生祝金についても多子世帯への経済的支援として継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、経済的理由によって子育てをためらうことのないよう、国・県の新制度創設動向を踏まえた柔軟な支援策の検討を行います。</p>

第2章 学校教育

現状と課題

平成 21 年の小学校統廃合を機に小中一貫教育を基盤とした小国型教育の推進に取り組んでいます。この取組の基本理念は、恵まれた自然、先賢の精神、豊かな人情など本町の教育資源を十分活かしながら、小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を通して、「国際化、情報化に対応する能力を育み、豊かな人間性と確かな学力を身に付け、ふるさと小国を愛し誇りを持つ小国の子ども」を育成していくものです。

その実現のためにも学習指導要領の改訂と当町が環境モデル都市、SDGs未来都市に選定されたことを踏まえ授業改善に取り組む必要があります。また、学校と保護者(家庭)や地域との連携、協力が必要不可欠であり、社会とともにある教育課程の実現に向けて取り組む必要があります。

不登校児童生徒の対策も重要な課題です。年々増加傾向にあり、また家庭環境など、不登校理由は多様化しております。個別のケースに併せたきめ細やかな対応が求められています。

施設整備については、学校は子どもたちが安全安心に過ごすことができる学びの場であるとともに、災害時には避難所となることもあり、誰もが使いやすい施設となるよう改修等を計画的に進める必要があります。

教育DXの推進においても、GIGAスクール構想を踏まえ導入したICT教育機器については、NEXTGIGA(GIGAスクール構想第2期)に対応するべく、計画的な端末の更新等を行っていく必要があります。また、1人1台端末のさらなる利活用の検討や、教育データを生かした児童生徒一人ひとりに最適化された学びの提供など、教育の質のさらに向上させる必要があります。

また、グローバル社会の進展する時代に対応するべく、世界に羽ばたく人材の育成を図るため、外国語教育や国際交流を推進していく必要があります。

併せて県立小国高等学校の存続に関して、人口推移の予測と県の県立高校のあり方検討会提言を踏まえ、存続に向けた施策に取り組む必要があります。

基本方針

学校、子ども、家庭、地域、行政の5者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携をとりながら地域に信頼される学校づくりと地域に根ざした学校づくりに努めるとともに、児童生徒が生きるための力、豊かな人間性と確かな学力を身に付け、小国を愛し誇りを持てるような学習活動の支援及び安心安全な学校生活を送れるように計画的、かつ効率的な学習環境、施設の整備に努めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 小国型「小中一貫教育」の充実	学校教育に関する施策としては、小国型教育が掲げる目標である「知性を磨き、豊かな人間性を育むとともに 21 世紀の国際社会、情報社会を逞しく生き抜く『おぐに』の子どもの育成」に向かって、社会を生きるための力を育成するとともに、小中合同授業研究を重ねるなど基礎学力の向上を図ります。

	<p>また、SDGsの素材を学習に取り入れるなど持続可能な社会づくりの推進のための教育と郷土を愛し誇りに思える児童・生徒の育成に努めます。</p> <p>小中一貫教育として、地域の人々との交流や体験活動を通して豊かな心の育成を図るための小国学、基礎学力・確かな学力の向上のための教育的支援を行っていきます。</p> <p>また、社会に開かれ、地域に信頼される学校づくりを目指し、地域と保護者、学校の連携による地域資源を生かした教育と職場体験学習などキャリア教育を推進するために、小国町地域学校協働本部と連携を図り小国町学校運営協議会活動の充実に努めます。</p> <p>不登校や集団生活に不適應傾向のある児童生徒を支援することを目的として、新たに校内教育支援センターの設置を検討します。個別のペースに合わせた学習やカウンセリングを行うことで、不登校の状況の改善を図ります。</p> <p>統廃合に伴い運行している小学校のスクールバスについては、各地区の児童数増減など検証を行いながら中学校との併用を行うなど、より効率的な運行を目指します。また、中学校遠距離通学のあり方を検証し、寄宿舎の存続と中学校のスクールバス通学の検討を行います。</p> <p>国際交流については、小学校が台湾の士林国民小学校と、中学校が士林国民中学校と姉妹校締結を行い、リモート学習や中学校修学旅行の交流などで、英語力の向上やコミュニケーション能力の向上を図り、世界に羽ばたく人材の育成を目指します。</p>
2. 良好な学校環境の整備	<p>施設の老朽化が懸案事項であった小国中学校・高校寄宿舎のほこすぎ寮の改築が令和6年度までに完了しました。今後は、小・中学校校舎の非構造部材の耐震化や照明のLED化、小学校校舎の外壁等改修や避難所としての学校の屋内運動場空調機整備を検討するなど、計画的に児童生徒が安全安心、快適に過ごせる教育環境の整備に努めます。</p> <p>ICT教育環境整備については、GIGAスクール構想のもと新学習指導要領に沿った教材等の充実を図り、これまで整備した児童生徒用パソコンや電子黒板等のハード及び教材ソフトの検証を行いながら更新等を計画的に進めていきます。また、教職員の負担を軽減するため必要に応じてICT支援員を配置し、校務用パソコンや校務支援ソフトなども併せて計画的に更新していきます。</p>
3. 県立小国高等学校への支援等	<p>小国高校存続のための支援については、高校の魅力化と永遠の発展の会への支援に併せ、県と連携しながら令和7年度から実施している地域みらい留学を推進し、小国郷外を含めた小国高校入学者の増加を図ります。</p> <p>また、夏季休業期間を利用した高校生による寺子屋教室の継続、中高一貫教育による小国高校との交流機会を継続し、中学生学力向上フォローアップスクールにおいて熊本大学の学生と交流するなど大学との連携強化も図ります。</p>

第8編

すべての世代が学び合えるまち

第1章 生涯教育

現状と課題

近年の生活水準の向上や長寿化の進展に伴い、生きがいを求める学習活動を行う機会が多くなってきています。

また、学校を取り巻く課題の複雑化・ニーズの多様化に対して、社会全体で対応することが求められているため、SDGsの人権尊重の理念を土台にして施策を推進する必要があります。

また、図書室活用の充実を図り、町民の読書機会の向上に努め、適切な資料や情報を提供する必要があります。

基本方針

町民一人ひとりの個性が尊重され、生涯にわたって学ぶことができる「生涯学習社会」の実現に向け、学習情報の提供や社会教育施設の充実及び利用促進を図り、町民の学習活動を推進します。

学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、互いに連携をとりながら教育環境及び地域の教育力の向上に努めるとともに、児童生徒が豊かな人間性と確かな学力を身に付け、小国を愛し誇りを持つような学習活動の支援及び安心安全な学校生活を送れるように計画的、かつ効率的な施設、環境整備を進めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 生涯を通じた学習活動の推進	生涯学習では、住民が楽しく自由に参加し学習する活動が主体的に行えるよう、おぐに町民センターを、庁舎会議室機能のみならず文化振興・発表の場として利用と活用を推進します。 坂本善三美術館で行っている教育普及活動のZENZOアートクラブ、ファミリー教室、おぐに美術部等を文化的な教室として位置づけ、また、自然学校、木育教室等を行う団体を助成して住民の学習活動を支援します。 既存サークルの学習情報の提供や、宿徳大学、小国のたまり場などの主催事業を行い、生涯学習の推進体制を図ります。

<p>2. 図書館活動の推進</p>	<p>「小国町子どもの読書活動推進計画(第2次)」に基づき、学校等の各種機関と連携を密にして、家庭・学校・地域で読書活動に親しむことのできる環境の整備に努めます。</p> <p>また、令和3年度「小国町子どもの読書活動推進計画(第3次)」を策定し、令和4年度から令和8年度までの5年間、第3次計画に基づいた読書活動の推進に努めます。</p> <p>ボランティアの活動をサポートし、地域に定着した町民に親しまれる図書室運営を行います。</p> <p>県立図書館等と連携し適切な資料や情報の提供を行うと共に、電子図書導入の計画を進めていきます。</p>
<p>3. 学校と地域との連携</p>	<p>学校を取り巻く課題の複雑化・ニーズの多様化に対して、地域と学校が相互にパートナーとして双方向に連携・協働して活動し、地域に愛着を持ち地域に貢献したいと考える人材を育成します。</p> <p>地域学校協働活動推進員を学校と地域とのパイプ役とし、幅広い地域住民等の参画を得るなど、地域の教育力の活用を促進し、家庭科、米作り、見守り等の支援活動と、放課後子ども教室、地域未来塾を実施し、地域学校協働活動を充実させます。</p>

第4の軸

世代や地域、関係者の垣根を
超えた交流のために

第9編

誰もが交流・参画し助け合えるまち

第1章 人権・男女共同参画

現状と課題

【人権】

本町では、基本的人権の尊さについての住民への啓発などさまざまな人権擁護活動を実施してきました。平成 28 年に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることなどが明記されており、同和問題をはじめ、インターネット上での差別的な表現の掲載や書き込みをはじめとする人権侵害、性的マイノリティへの誤解や偏見による差別、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待など、複雑化・多様化し、社会問題となっている現状があり、人権に関わる問題は今もなお後を絶ちません。

人はみんな平等で、それぞれが大事な存在であり、多様性を認め合いながら、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現のため、お互いの人権を尊重し、豊かな人権感覚を持って考え、行動していくことが大切です。

地域社会においてあらゆる人々の基本的人権が尊重され、平等で多様な生き方ができるために、まず、身近なところで、人権の大切さを認識するための取組に努める必要があります。

【男女共同参画】

男女の固定的な役割分担の意識が根強く残っており、社会における制度又は慣行によって社会活動の選択が妨げられ、男女共同参画社会の形成の障害になっている状況です。

平成 12 年「男女共同参画社会基本法」が制定され、本町でも「小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定し、これに基づく南小国町との共同で小国郷でのフォーラムやセミナーの開催などにより、少しずつ男女共同参画の意識は高まってきてはいますが、いまだに性別による差別的取扱いや従来の性概念などによって、個人としての能力を発揮する機会が確保されていません。

男女がお互いを尊重し合い、家庭や地域、学校、職場など社会のあらゆる場面で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、喜びや責任を分かち合うことができる社会の実現のため、日常生活の中で当たり前になってしまっている男女の役割を見つめ直し、男女共同参画について一緒に考え、「男らしく、女らしく」ではなく、「自分らしく」生きることができ、みんなが個性や能力を活かして活躍できるための意識改革に向けた啓発事業をより活発に展開していく必要があります。

基本方針

「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」等の人権関係法及び「小国町人権教育・啓発基本計画」に基づき、地域、行政、学校等における人権教育・啓発を推進します。

誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、SDGsの理念のもと「誰一人取り残さない」すべての人にとってより良い社会の実現を目指し、人権を尊重した施策を推進します。

また、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、一人ひとりが輝いて暮らすまちとなれるよう、男女共同参画を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 人権教育・人権啓発の推進	<p>同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すため、講演会、研修会、人権啓発セミナー、人権フェスティバル等を開催し、更なる人権教育・人権啓発を推進します。</p> <p>広報紙やホームページ等での人権啓発、人権子ども会、パソコン教室・絵手紙教室・硬筆教室等の地域交流促進事業、人権夏のお楽しみ会、人権カレンダーの作成等、あらゆる機会を通じて人権啓発活動を進めます。</p>
2. 男女共同参画社会実現のための環境づくり	<p>男女が柔軟に役割を担うという視点を広め、よりよいパートナーシップを築けるよう男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します。</p> <p>性別に起因する諸問題の防止・救済のための相談窓口体制を充実し、あらゆる暴力や人権侵害行為の防止に向けたまちづくりを推進します。</p> <p>各種審議会等や管理職等への女性の登用率を促進し、女性の人材等の育成を図ります。</p> <p>さらに、社会のあらゆる場面において、固定的な役割分担意識の是正に向けた啓発を推進します。</p>

第2章 地域内協働

現状と課題

本町は、祭りの実施や環境美化活動など、協働による地域活動を主体的に展開しているところですが、公益的活動に対する取組の「自主性」や、足りないところを補い合い、共に助け合うという「共助」の精神が薄れつつあるのが現状です。

例えば、年々少子高齢化が進展し、若年層の減少により地域のあらゆる社会的共同生活の維持が一層困難になることが推測できます。

そのため、災害時における役割分担や助け合いなどの初動体制において、不安のある状況が想定されます。

今後は住民による自主組織と関係行政機関のネットワークづくりを行うとともに広報活動、ホームページやコミュニティ放送を活用した住民活動の積極的な支援を行うなど、住民参加のまちづくりが重要となります。

また、少子高齢化や急速な技術革新等により、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会総掛かりによる教育が重要です。

基本方針

住民・民間・行政が、お互いの立場を認め尊重することを基礎に、自立した対等の立場で協力し合う「協働のまちづくり」を推進します。

そのためには、地域と学校が双方向に連携・協働して行う地域学校協働活動により、未来を担う子供たちが、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成も目指します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 住民主体の協働のまちづくりの推進	様々な相談窓口の設置、町内推進体制の整備、啓発と機運の醸成などによる協働の意欲を伸ばす仕組みづくりを検討します。 また、研修会等によるまちづくりリーダーの育成や職員のボランティア精神の向上を図ります。 また、幅広い年齢層が参加できる環境づくりを進めます。
2. 地域学校協働活動の推進	住民による学校支援活動及び、児童生徒の地域参画活動を進めます。

第3章 住民自治

現状と課題

人口の減少、少子化等の変化を受けて、地域との関係を持たない人が増え、住民の地域コミュニティに対する意識が薄れてきています。

一方では、さまざまな活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場はますます重要なものになってきています。

そのため、従来の行政では手の届かなかった地域課題にも、自発的に社会貢献活動を行う各種ボランティア団体等による柔軟で多様性のある活動が求められています。

これからの地域は、住民自治の視点から、従来の行政区の検証を行いつつ、住民の自主性と共助の意識を高めながら、持続的な地域活動の担い手として、従来の行政区等の枠組みを越えて、自立的な地域コミュニティ団体へと成長することが求められています。

また、地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況にあります。そこで、地域活動を活発にするため、コミュニティ活動の中心的役割を担うリーダーの発掘と育成に努める必要があります。

基本方針

「住民主役」という視点のもと、「人材」などの地域資源を活用して、地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 住民自治の推進	新しい地域コミュニティのための地域単位の設定と公民館等の活動拠点の再編を踏まえた整備充実を進めるとともに、地域テーマと共通テーマを再検討します。

第10編

町外の人と広域的に交流を育み 関係を築けるまち

第1章 観光・ツーリズム・交流

現状と課題

令和2年に新型コロナウイルス感染症が確認され、感染拡大防止策として緊急事態宣言が発令されました。国内の不要不急の移動や海外との往来が厳しく制限され、飲食業においては営業時間短縮が求められるなど、観光業に甚大な影響を及ぼしました。

小国町では、新型コロナウイルス感染症対策事業として飲食店応援キャンペーン、おぐにゆったり満喫キャンペーン(宿泊補助)など感染症対策に留意しつつ、コロナ交付金を活用した観光誘客促進事業や鍋ヶ滝公園を事前予約にするなどコロナ化でも安心して観光ができる環境整備を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症が5類に分類された令和5年以降、観光客数は徐々に回復傾向にあるものの世界的物価高騰の影響から交通費、宿泊費、食費などの旅行にかかる費用が増加しており、依然として観光業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような中、小国町出身の世界的細菌学者である北里柴三郎博士の肖像画が採用された新千円札発行され、新たに建築した博士の功績と生涯を映像やデジタルコンテンツで学ぶことができるシアターホールはこれからの町の新しい観光拠点としての役割が期待されます。

また、コロナ化、物価高騰により旅行の形態も大きく変わってきており、観光情報の発信や観光客の利便性向上など観光DXへの取り組みも必要とされてきています。

旧西里小学校を改修して令和6年9月にオープンしたSDGs推進施設「NISHIZATO TERAS(ニシザトテラス)」はサテライトオフィス、コワーキングスペース、シェアキッチンなどの機能を有した交流拠点です。食や仕事を通しての地域内外との交流促進事業やSDGsツアーの造成などによる関係人口の拡大を目指します。

基本方針

小国町での観光を快適に楽しんでもらえるよう観光DX計画を策定し、観光情報のプラットフォームを構築し、観光客にタイムリーな情報を提供できる環境の整備を図ります。また、鍋ヶ滝公園のバイパス道路整備やカントリーパーク構想により、利便性や滞在時間の改善を図るとともに、町内の北里柴三郎記念館などの観光施設や温泉地、商店街へ周遊・滞在させる仕組みを構築します。

そのほか、北里柴三郎博士のNHK大河ドラマ化の誘致活動での小国町の認知度向上や台湾からのインバウンド誘客促進事業にも継続して取り組んでいきます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 観光の振興	<p>「ASOおぐに観光協会」の自立運営のための支援を行うと共に、多業種が連携し、町の総合産業として観光地の活性化を推進するため、小国郷観光会議、阿蘇広域観光連盟等と連動した広域連携を行います。</p> <p>また、官民連携による観光地の景観整備を検討すると共に、情報発信を強化し、新たなニーズへの対応を行います。</p> <p>鍋ヶ滝公園周辺整備と併せて、バイパス道路の整備を継続して進めると共に、訪れた観光客を町内の既存観光施設や新たな観光スポットに周遊・滞在させる仕組みを構築します。</p> <p>今後も増加が見込まれる訪日外国人観光客を含む観光客の受入体制として、観光標識設置を計画的に行うと共に、表記の多言語化を行います。</p>
2. 交流の促進	<p>北里柴三郎博士の大河ドラマ誘致活動と併せて教育旅行の誘致に取り組むほか、(一財)学びやの里と連携し、博士の顕彰活動をより一層強化します。</p>
3. イベントの充実	<p>小国町で開催される「ふるさとの祭り」や地域イベントを支援し、地域住民と観光客等との交流による、魅力ある観光地づくりを推進します。</p>
4. 移住定住促進事業	<p>(一財) 学びやの里内に設置した「小国暮らしの窓口」にて移住希望者に向けた情報発信を行い、移住希望者の相談受付を行います。空き家バンクの登録を推進し、空き家情報の紹介や就業に関する案内を行い、移住後のサポート態勢の充実を図り、より多くの移住希望者を迎え入れる事を目標とします。更に今後は「小国に帰りたい」と考える方へのUターンサポートにも取り組みます。</p>
5. 地域おこし協力隊活用事業	<p>地域おこしにつながる活動を行う人材を確保し、地域の活性化につながる活動に取り組みます。隊員は任期終了後も町内に定住し、引き続き町の活性化につながる活動が行えるようサポートを行います。</p>
6. 国際交流	<p>令和6年2月に台湾・台北市士林区と友好交流協力覚書を締結し、教育、文化、観光、商業、農業、林業など幅広い分野での交流を進めています。</p> <p>令和6年11月には、士林国民小学校と小国小学校が姉妹校提携協定を結び、中国文化大学と熊本県立小国高等学校の間でも交流提携協定が締結されるなど、教育分野でのつながりも深まっています。</p> <p>今後も、台湾との友好関係を大切にしながら、さまざまな分野で交流を広げ、相互理解と地域の活性化につなげていきます。</p>
7. 「NISHIZATO TERAS (ニシザトテラス)」推進事業	<p>SDGs 推進施設である特徴を活かし、様々な企業との連携や新規起業者への支援や地域内外との連携による関係人口の創出などに係る事業を実施します。</p>

第2章 広域連携・地域間協働

現状と課題

少子高齢化社会の進む中、単独町村においては、消防をはじめ、国民健康保険、介護保険、火葬、ゴミ・し尿等広域行政機能なしでは運営できない状況化にあります。

このような中、阿蘇郡市が一体となり、さらに緊密な連絡調整を図り近隣縣市町村とも連携をとるなど、広域機能の意義と行政運営の向上のため、広域の果たすべき事務事業の見直しや効率化など評価を取り入れた運営が求められています。特に少子高齢化に伴う広域施設の老朽化や更新などに伴う負担金は、財政力の厳しい市町村には非常に大きく、こうした点からも広域行政の財政運営が重要となっています。

基本方針

隣接市町との連携による広域組織の充実と業務拡大を進めるとともに、住民レベルでの広域的な活動を支援します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 広域的行政運営の推進	広域にわたる総合的な計画に基づき、取組を更に充実・発展させることにより、隣接市町との連携強化を図ります。



熊本県小国町